

議会基本条例の制定状況（～2010年度）

資料 1

	施行年月日	条例名	主な特徴
三重	2006年12月26日 (平成18/12/26)	三重県議会基本条例	<p>○議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等議会に関する基本的事項を定める</p> <p>①これまでの本県議会の歩みを踏まえ、議会の基本理念、基本方針を示し、議会運営及び議員活動の原則を明記した。</p> <p>②二元代表制を明記するとともに、議会と知事等及び県民との関係を規定した。</p> <p>③会派活動について規定した。</p> <p>④議会の機能強化のため、附属機関、調査機関、検討会等の設置を規定した。</p> <p>⑤会議の公開など情報公開の推進について規定した。</p> <p>⑥議員の政治倫理に関して規定した。</p> <p>⑦議会改革推進会議を設置し、継続的に議会改革に取り組むことを明記し</p>
岩手	2009年4月1日 (平成21/4/1)	岩手県議会基本条例	<p>①二元代表制を明記。</p> <p>②広聴広報に関する会議の設置。</p> <p>③議会改革に関する常設の会議の設置。</p> <p>④議会と県民の意見交換の場の設置。</p> <p>⑤政務調査費の公開。</p> <p>⑥政治倫理条例の制定を明記。</p> <p>⑦議案等に対する議員の賛否を公表することを明記。</p> <p>⑧質問・質疑に係る一問一答方式・分割方式の導入。</p> <p>⑨本会議、委員会における質問趣旨の確認。</p>
福島	2008年7月11日 (平成20/7/11)	福島県議会基本条例	<p>①継続的に議会改革に取り組むことを規定。</p> <p>②機動的に常任委員会を開催すること及び必要に応じて特別委員会を設置し、議会の審議、調査の充実を図る旨規定。</p> <p>③県政等の具体的課題の解決に資するために、必要な調査を行うことを規定するとともに、委員会等のほか議員で構成する検討組織を柔軟に設置することを規定。</p> <p>④法的には必ずしも明確にされていなかった議員の職責、議員活動について規定。</p> <p>⑤公聴会や参考人制度等の積極的に活用すること、県民に対して説明責任を負うことや広報広聴に努めることを規定。</p>
神奈川	2008年12月26日 (平成20/12/26)	神奈川県議会基本条例	<p>①二元代表制を明記。</p> <p>②議員及び県議会の使命や役割を規定。</p> <p>③会派について規定。</p> <p>④議会改革の検討組織や、調査、諮問等のための機関を設置できることを規定。</p> <p>⑤広聴広報機能の充実として、県民意識調査や報告会の開催を規定。</p> <p>⑥質問質疑の充実に向け、一問一答方式等効果的な方法を選択することを規定。</p> <p>⑦知事その他の執行機関の反問を規定。</p> <p>⑧重要な政策等の作成過程での県議会への説明努力義務を規定。</p> <p>⑨県民の意見等を踏まえて、議会基本条例を見直すことを規定。</p>
大阪	2009年4月1日 (平成21/4/1)	大阪府議会基本条例	<p>①二元代表制を明記</p> <p>②調査機関等の設置を規定</p> <p>③基本的な計画を議決対象とすることにつき規定</p>

	施行年月日	条例名	主な特徴
大分	2009年4月1日 (平成21/4/1)	大分県議会基本条例	①議会の基本理念を規定 ②議会の役割と機能を規定（議決、政策立案及び政策提言、監視及び評価、調査及び公表、執行機関との役割分担） ③議会運営の原則を規定（県民に開かれた円滑で活発な運営、改革の取組み） ④議員活動の原則を規定（議員の職責、会派の規定） ⑤県民との関係を規定（県民意思の反映、県民への説明責任、広報広聴に努める） ⑥議員の倫理を規定（具体的に議員が遵守すべき政治倫理基準を規定） ⑦条例の最高規範性を明記。
北海道	2009年7月10日 (平成21/7/10) (一部規定を除き同日施行)	北海道議会基本条例	①二元代表制を明記。 ②必要に応じ、一問一答方式を実施する。 ③執行機関が質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。 ④会議案や意見案などの審議における議員間討議が行われるよう努めるものとする。 ⑤災害等への迅速な対応又は地域の課題に係る調査のため、必要に応じ、委員会を関係市町村で開催できる。 ⑥政務調査費を全面公開する（平成22年度交付分から）。 ⑦道民意見、社会情勢の変化などを踏まえ、条例の施行状況等を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
宮城	2009年6月25日 (平成21/6/26)	宮城県議会基本条例	①県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めることを規定。 ②会議等を公開し、広報活動の充実を努めることを規定。 ③議会が知事等と独立かつ対等の立場に立ち、公正な県政運営の確保に努めることを規定。 ④議会の会期を適切に定めることや、予算審議の強化に努めること、専門的知見を活用すること等を規定。 ⑤知事等が反問することができることを規定。
長野	2009年10月15日 (平成21/10/15)	長野県議会基本条例	①議会活動の基本方針を四つ掲げ、その基本方針それぞれに対応して章が設けられ、関連する詳細な規定が展開される構成となっている。 ②知事等の執行機関に努力義務を課す規定を設けている。
高知	2009年11月30日 (平成21/11/30)	高知県議会基本条例	①議会の基本理念及び方針を示し、議会に関する基本的事項について規定。 ②議員が、県民の代表として役割を果たすための責務、活動、政治倫理等について規定。 ③議員間討議等、議会運営に関する事項や、議会改革、政務調査費等、議会の機能に関する事項について規定。 ④広報広聴機能の充実等、県民との関係について規定。 ⑤監視及び評価、知事等の質問趣旨確認等、知事等との関係について規定。 ⑥県民の意見や社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときはこの条例を見直すことがあることについて規定。
石川	2010年6月28日 (平成22年6/28)	石川県議会基本条例	①議員で構成する議会改革検討組織の設置 ②学識経験者等で構成する調査、諮問等のための機関の設置 ③県民参加の機会の充実を図るための、委員会における公聴会及び参考人制度の積極的な活用 ④県政の課題に関する調査等のための、議員で構成する政策調査会等の設置 ⑤知事等が、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て、質問し又は意見を述べるができること ⑥議会の諸活動の説明、様々な媒体（例として、広報誌、ホームページ、インターネット中継など）を用いての県民への情報提供

	施行年月日	条例名	主な特徴
鹿児島	2010年9月21日 (平成22/9/21)	鹿児島県議会基本条例	①県議会開設130周年の節目の年にこれまでの議会改革の集大成として制定 ②全会派等が参加した議会基本条例検討・作成委員会により条例案を作成 ③議会の基本理念、議員の責務及び活動を明記 ④積極的な議員間の討議に努め、政策立案、政策提言等を行うことを明記 ⑤本会議等における質問及び質疑の充実を明記し、本会議場に質問者席を設置した。 ⑥県民の議会活動の参加推進を図ることを明記し、会期日程の公表時期の前倒しを実施した。 ⑦議会の説明責任を明記し、議案等に対する議員の賛否の公表を実施した。
奈良	2010年12月14日 (平成22/12/14)	奈良県議会基本条例	①政務調査費、政治倫理に関して規定。 ②県民と意見交換の場等を設けることを明記。必要に応じて報告会を開催すること等による広報の充実を努力義務化。 ③議員で構成する政策検討会議の設置を規定。 ④議会改革推進会議の設置を規定。 ⑤議員の定数や選挙区について適宜見直しをすることを明記。 ⑥議会事務局の機能の充実に努めることを明記。
京都	2010年12月24日 (平成22/12/24)	京都府議会基本条例	①議会の基本理念を規定 ②議会及び議員の使命及び活動の原則を規定 ③会派について規定 ④議会活動に関する府民への説明責務など府民と議会との関係を規定 ⑤知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保つことなど議会と知事との関係を規定 ⑥常任委員会の機動的な開催や審議の充実など議会の運営の原則を規定 ⑦議会の権能の発揮・発展に向け制度や運営方法等について不断の見直しを行うことを規定
広島	2010年12月27日 (平成22/12/27)	広島県議会基本条例	①二元代表制を明記。 ②議会及び議員の使命や役割を規定。 ③調査・諮問機関（付属機関）の条例による設置を規定。 ④会派について規定。 ⑤議案や意見書案などの審議における議員間討議が行われるよう努めることを規定。 ⑥執行機関による予算編成及び重要な政策等の作成過程での県議会への説明努力義務を規定。 ⑦質問質疑の充実に向け、一問一答方式等効果的な方法を選択することを規定。 ⑧執行機関が質疑等の趣旨を確認することができることを規定。 ⑨公聴会や参考人制度等の活用にも努めること、県民に対して説明責任を負うことや広報
愛媛	2011年3月18日 (平成23/3/18)	愛媛県議会基本条例	①二元代表制を明記。 ②議員の活動に予算の執行監視を規定。 ③議員の能力の向上を規定。 ④傍聴しやすい環境整備や会議録の広い閲覧などにより、会議の公開の実効性を確保。 ⑤他の地方公共団体との連携を規定。 ⑥継続的な議会改革への取り組みを規定。 ⑦必要に応じ、適宜、条例の見直しを規定。